

東洋町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和6年9月

東 洋 町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 東洋町の概況	1
①自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
②過疎の状況	1
③社会経済的発展の方向性	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
①人口の推移と動向	3
②就業人口及び産業の推移と動向	5
(3) 本町行財政の状況	6
①行政面について	6
②財政面について	7
(4) 地域の持続的発展の基本	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	10
①施設の再編による施設保有量の縮減	10
②計画保全による施設の長寿命化	10
③保有形態の見直しによる効率的な管理運営	11

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

基本方針	12
(1) 現況と問題点	12
①移住・定住	12
②地域間交流の促進	12
③人材育成・確保	12
(2) その対策	12
①移住・定住	12
②地域間交流の促進	13
③人材育成・確保	13
(3) 計 画	13

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
----------------------	----

3. 産業の振興

基本方針	15
(1) 現況と問題点	15
①農業	15
②林業	15
③水産業	16
④商工業	16
⑤観光・レクリエーション	16
(2) その対策	17
①農業	17
②林業	18
③水産業	18
④商工業	18
⑤観光・レクリエーション	18
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	24

4. 地域における情報化

基本方針	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

基本方針	27
(1) 現況と問題点	27

(2) その対策	28
(3) 計 画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35

6. 生活環境の整備

基本方針	36
(1) 現況と問題点	36
①簡易水道	36
②飲料水供給施設	36
③下水道	36
④合併浄化槽	37
⑤環境衛生	37
⑥墓地・火葬場	37
⑦消防施設	37
⑧津波避難空間の整備	38
⑨災害時の生活対策	38
(2) その対策	38
①簡易水道	38
②飲料水供給施設	38
③下水道	38
④合併浄化槽	39
⑤環境衛生	39
⑥墓地・火葬場	39
⑦消防施設	39
⑧津波避難空間の整備	39
⑨災害時の生活対策	40
(3) 計 画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

基本方針	43
(1) 現況と問題点	43

①子育て環境の確保	43
②高齢者等の保健と福祉	43
③児童福祉	43
④障害者（児）福祉	44
⑤ひとり親家庭福祉	44
(2) その対策	44
①子育て環境の確保	44
②高齢者等の保健と福祉	45
ア. 壮年層からの生きがいつくり	45
イ. 生きがいつくり	45
ウ. 介護予防	45
エ. 緊急時の安全対策の整備と住民の見守り体制の整備	45
オ. 日常生活の支援づくり	46
カ. 住民相互の支え合い活動づくり	46
キ. ノーマライゼーションの理念の啓発	46
ク. 地域コミュニティの強化	46
ケ. 地域ケア体制整備の推進	46
コ. 介護保険対象サービス基盤の整備等	46
③児童福祉	47
④障害者（児）福祉	47
⑤ひとり親家庭福祉	47
(3) 計 画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49

8. 医療の確保

基本方針	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計 画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51

9. 教育の振興

基本方針	52
(1) 現況と問題点	52
①学校教育	52
②社会教育及び人権教育	53
(2) その対策	53
①学校教育	53
②社会教育及び人権教育	55
(3) 計 画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	60

10. 集落の整備

基本方針	61
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計 画	62
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62

11. 地域文化の振興等

基本方針	63
(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	63
(3) 計 画	64
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

基本方針	65
(1) 現況と問題点	65
(2) その対策	65
(3) 計 画	65
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	66

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	67
①国土調査事業	67
②海岸高潮事業	67
(2) その対策	67
①国土調査事業	67
②海岸高潮事業	68
(3) 計 画	68
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	68
事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	69

1. 基本的な事項

(1) 東洋町の概況

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

東洋町は、昭和34年7月1日に新市町村建設促進法に基づき、旧甲浦町と旧野根町の合併により発足した。

本町は、高知県の最東端に位置し、東西10km、南北14kmで総面積は74.02km²におよび、太平洋を一边とした三角形をなし、北部は海部郡海陽町、南部は室戸市、西部は安芸郡北川村に囲まれた自然環境に恵まれた地域にあり、高知県の東玄関として発展してきた。

気候は、黒潮の影響を受け比較的温暖で、年間平均気温16.8度、年間平均降雨量3,405mmと高温多湿であり、基幹産業のひとつである農林業においては比較的恵まれた環境にある。

本町の地形はおおむね標高100m～400mの山地が大半を占め、平均勾配30度の急傾斜の山地が海岸線まで迫っている。平坦地は少なく、集落は甲浦港湾周辺及び野根川下流域に密集している以外は、野根、生見、河内、小池部落等の各河川の流域に点在し、海岸線は16kmにおよんでいる。

交通は、国道55号、阿佐海岸鉄道、高知東部交通（バス）、徳島南部バスを主に利用している。その延長線上には、四国8の字ネットワーク阿南安芸自動車道の整備による関西・中国地方への利便性が強化された。また、本町は地域高規格道路事業化決定がなされ、今後さらに、本州と四国4県の連携強化と広域交流の拡充も期待される。

本町の就業人口は、平成27年国勢調査によると1,028人で、総就業者に占める比率は、第1次産業274人（26.7%）、第2次産業194人（18.9%）、第3次産業560人（54.5%）となっている。

これを昭和35年と比較すると、総就業者数2,259人（68.7%）減で半数以下まで減少している。産業別では第1次産業1,197人（81.4%）減、第2次産業509人（72.4%）減、第3次産業553人（49.7%）減となっており、過疎化の進行に歯止めをかける打開策もなく、就業人口は減少の一途をたどっている。その中でも、第1次産業の衰退が著しく、合併当時と比較すると4分の1以下と大幅に減少している。

本町の財政力指数は0.13で、自主財源に乏しく地方交付税、起債等に依存した財政運営を余儀なくされている。

② 過疎の状況

人口は表1-1（1）「P-4・5」に示すとおり、平成27年の国勢調査

では合併当時の昭和 35 年に比べ、68.1%減と半数以下に激減している。

本町そのものが過疎地域に位置づけられており、その中でも山間部の点在集落は人口の減少が著しく、存続さえ危ぶまれている地区も発生しているのが現状である。

農業においては、米作を主体としてポンカン・小夏などの果樹栽培、ナスやトマトなどのハウス栽培が行われているものの、経営耕地面積が少なく、高齢化も進む中で、後継者不足が深刻な問題となっている。

林業においては、外国産材等の輸入に伴い、国産材の活用が極端に少ない状況の中で、経営が非常に難しく、従業者も極端に少なくなっており、後継者不足とともに深刻な問題となっている。

水産業においては、これまでも甲浦港、野根漁港の整備をはじめ、漁船の大型化、設備の近代化などを促進する一方、漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るなど、生活水準の向上に努めてきた。しかしながら、魚価の低迷、漁獲量の減少に伴い、経営が困難な中、廃業を余儀なくされたものも数多く、非常に厳しい状況にある。

本町は自然環境の保全と調和を考慮しながら、農林水産業をはじめとする既存産業の発展を図ってきたが、基幹産業の低迷、若年層の流出がもたらす過疎高齢化、価値観の多様化に伴う町民ニーズへの新たな対応など、多くの課題の打開と新時代に対応した人づくり、地域社会の形成等就業人口の減少傾向にある困難な時期での施策の展開が求められている。したがって、これからの町づくりは、自然環境との調和、既存産業と新規産業の発展と調和等を考慮しながら、地場資源の活用、商品開発、流通・販売方法の改善等等民間事業者の能力、活力と創意工夫を最大限に活用することによって、均衡ある地域振興を図っていく必要がある。

過疎化の要因である人口の減少は、経済の高度成長に伴う産業の都市集中による社会形態にあり、働き場所が少なく都市的魅力を欠く本町においては、今もなお多くの若者達の京阪神などへの流出傾向が続いている。

また、高齢化の進行も著しく高齢者比率は昭和 35 年の 7.7%から平成 27 年には 44.9%へと上昇し、さらに加速化が進んでいる。

③ 社会経済的発展の方向性

旧過疎地域自立促進特別措置法等の活用により、過疎対策を計画的かつ総合的に推進してきた結果、基盤整備は一定充実されてきた。

町道改良率は、昭和 55 年度末の 14%が令和 2 年度末には 57.45%に、舗装率は 47.5%が 86.01%に、永久橋率は 100%、令和元年度末の農道延長は 35,501m、林道延長は 25,332m、公立小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震

改修工事、高齢者、障害児者に対応した集会施設及び公共施設等のバリアフリー化、南海トラフ地震に備えた地域防災センターや津波避難タワー、防災活動拠点施設の建設、簡易水道の推進（普及率96.0%）、また、観光レクリエーション施設整備、消防施設整備、生活環境施設整備、農林業の基盤整備や融資事業による漁船の大型化、高齢化に対応した地域福祉センターも整備され、設備の近代化等は着々と進んできており、社会資本の充実等に多大な成果が見受けられる。

本町を取り巻く交通環境は、四国8の字ネットワークの整備等の進捗をはじめとし、地域高規格道路の事業化決定されている関係から、今後さらに、本州と四国4県の連携強化と広域交流の拡充が期待される中、将来を見据えてDMV（デュアル・モード・ビークル）も活用した町道等の新たな交通ネットワークの構築が必要である。

今後は、若年層のみならず幅広い世代の労働力の受け入れの場を新規に確保するための特定地域づくり協同組合の設立を検討するとともに、既存産業における生産基盤の整備、ICT等の導入による生産性の向上及び経営の近代化を図り、魅力ある町づくりを進めることが必要である。

また、高齢化の進行にあわせ、家庭生活、学習・教育環境の整備、保健・福祉・医療体制の確立を図るとともに、高齢者の高い就労意欲に対応した就業場所の確保をはじめ、生きがいの場づくりに対応した多様な活動の場が必要となっている。

（2）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、国勢調査によると昭和35年の8,102人をピークに減少傾向を示し、昭和50年には5,216人、平成2年には4,413人、平成17年には3,386人、平成27年には2,584人（ピーク時の31.9%）となっている。

これは、人口の流出超過による社会減、出生率の低下等による自然減などによるもので、一極集中型、都市部への流出、少子高齢化等時代の流れに対応しきれず、人口の減少に歯止めをかけることができなかつたためである。

生産年齢人口（15～64歳）は、昭和35年、50年、平成2年、17年と比較して、平成27年ではそれぞれ73.0%、61.8%、54.7%、31.6%減少している。

生産年齢人口のうち、若年者（15～29歳）人口については、昭和35年、50年、平成2年、17年と比較して、平成27年では、それぞれ88.4%、77.9%、69.2%、45.5%と特に減少が顕著である。

高齢者（65歳以上）人口は、上記とは逆に増加の一途をたどっており、総人口に占める比率は平成27年の国勢調査では、県下の平均が32.5%であるのに対し、本町では44.9%で2.2人に1人の割合となっており急速に進行している。

これらは、就労場所の確保や都市生活型等ニーズにあった環境の整備が図れなかったことなどが起因しており、若年層の都市部への流出、また、少子高齢化の波を本町も例外なく受けたことによるものと考えられる。

その結果、人口構造に不均衡が生じ、高齢者比率が極端に上昇していることがうかがえる。

今後は、新規産業等を中心とする積極的な振興施策を展開することにより、就労場所の確保と生活環境の整備を進めることにより、人口増加を図るものである。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,102	人 5,216	% ▲35.6	人 4,413	% ▲15.4	人 3,386	% ▲23.3	人 2,584	% ▲23.7
0歳～14歳	2,912	1,229	▲57.8	656	▲46.6	373	▲43.1	190	▲49.1
15歳～64歳	4,569	3,227	▲29.4	2,722	▲15.6	1,803	▲33.8	1,233	▲31.6
うち 15歳～ 29歳 (a)	1,563	823	▲47.3	591	▲28.2	334	▲43.5	182	▲45.5
65歳以上 (b)	621	760	22.4	1,035	36.2	1,210	▲16.9	1,160	▲4.1
(a) / 総数 若年者比率	% 19.3	% 15.8	—	% 13.4	12.2	% 9.9	—	% 7.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 7.7	% 14.6	—	% 23.5		% 35.7	—	% 44.9	—

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年 3月31日		平成17年 3月31日			平成22年 3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 3,916	—	人 3,578	—	% ▲8.6	3,171	—	% ▲11.4
男	1,875	% 47.9	1,727	% 48.3	▲7.9	1,499	% 47.3	▲13.2
女	2,041	% 52.1	1,851	% 51.7	▲9.3	1,672	% 52.7	▲9.7

区 分	平成27年 3月31日			平成31年 3月31日			令和 2年 3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	2,748	—	% ▲13.3	2,394	—	% ▲12.9	2,322	—	% ▲3.0
男 (外国人住民除く)	1,307	% 47.6	▲12.8	1,140	47.6	▲12.8	1,113	47.9	▲2.4
女 (外国人住民除く)	1,441	% 52.4	▲13.8	1,254	52.4	▲13.0	1,209	52.1	▲3.6
参 考	男 (外国人住民)	13		8			10		
	女 (外国人住民)	7		8			9		

表 1 - 1 (2) 人口の見通し単位 (国立社会保障・人口問題研究所ホームページ) 単位：人

区分	平成27年	令和 2年	令和 7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
0～14歳	190	140	100	77	58	44	33
15～64歳	1,234	981	810	649	533	415	319
65歳以上	1,160	1,108	986	878	751	649	549
総計	2,584	2,229	1,896	1,604	1,342	1,108	901

② 就業人口及び産業の推移と動向

本町の就業人口は、平成 27 年の国勢調査によると表 1 - 1 (3) 「P - 6」のとおり 1,028 人で、総人口に占める割合は 39.8%であり、昭和 35 年の同調査と比較すると 55 年間で 2,259 人 (68.7%) も減少している。

産業別では、第 1 次、第 2 次、第 3 次産業ともかなり減少してきており、その中でも、第 1 次産業の減少が著しい。

近年の就業別人口比率をみれば、第 2 次産業は減少傾向にあり、その反面、第 1 次産業・第 3 次産業は増加している。

これを産業別生産額で見ると平成 30 年度現在で、第 1 次産業約 9.78 億円 (17.4%)、第 2 次産業約 9.37 億円 (16.7%)、第 3 次産業約 36.64 億円 (65.2%) となっている。

本町の地域性から鑑みて、昔から第 1 次産業を主としてきたが、数字的にも基盤の弱さが浮き彫りとなってきており、その反面、第 3 次産業の全体に占める割合が大きくなってきている。

さらに産業別に分析してみると、第 1 次産業の総生産額のうち漁業が 80% を占め、農業採算額が年々減少の一途をたどっている。

産業構造については、今後の重要課題である就業の場の確保、若年者層の定住促進という観点から、第 2 次、第 3 次産業中心の片寄った産業構造にならざるを得ない面がある。

また、各産業の就業者を年代別にみても、各産業とも高齢化が著しく進んできている。

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和50年		平成 2 年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,287	人 2,127	% ▲35.3	人 1,913	% ▲10.3	人 1,324	% ▲30.8	人 1,028	% ▲22.4		
第一次産業 就業人口比率	% 44.8	% 36.2	—	% 30.9	—	% 27.9	—	% 26.7	—		
第二次産業 就業人口比率	% 21.4	% 25.1	—	% 27.9	—	% 25.7	—	% 18.9	—		
第三次産業 就業人口比率	% 33.5	% 38.7	—	% 41.2	—	% 46.4	—	% 54.5	—		

(3) 本町行財政の状況

① 行政面について

近年の急激な社会情勢の変化に十分対応できる行政組織の整備を図ることは、本町が行政運営の効率化を推進していく上できわめて重要な課題のひとつである。

このため、新しい時代に柔軟に対応できる組織づくりを推進するとともに、組織の活性化に努め、住民の要請に的確に答えうる行政組織の整備拡充を推進しなければならない。

本町では、昭和 60 年に制定された「東洋町行政改革大綱」を、平成 8 年 3 月に見直し、それに基づいて平成 11 年 4 月に大規模な機構改革を実施し

た。機構改革の基本的な考えとして、自治体の機構は時代とともに高度化と複雑かつ多様化する行政事務に対応し得る効率的な執行体制を確立し、また、行政のデジタル化を進展させ、それをもって住民サービスの向上に努めることである。

現在、本町でも町税、財務、水道、給与、戸籍等の事務処理について電算化による管理体制が整備されている。また、行政の情報化の推進によりインターネットによる情報システムの構築等の効率化に努め、住民サービスの向上に努めなければならない。そのためには、職員には、仕事に対する強い責任感と誇りが持てるような組織づくり、幅広い視野、高度な専門知識を必要とするため、派遣研修も含んだ研修の機会を与え職員の能力開発と資質の向上に努める。

広域行政の面については、安芸広域市町村圏事務組合を中心に、より効果的な施策の展開及び地域の活性化を図っている。また、四国8の字ネットワークによるインフラ整備、関西方面からの交流人口が増加している現在、本町を含めた安芸郡市と徳島県南部地域とをネットワーク化し、広域的活性化に向けての施策も必要となっている。

② 財政面について

本町は、昭和35年から現在まで若年層の都市への流出や自然人口の減少等により、過疎化、高齢化などの重大な問題に対応するため、産業基盤、生活環境の整備等、社会資本の充実を図るため施設整備等を行ってきた。

これらをふまえて、本町の財政状況をみると表1-2(1)「P-8」に示すとおり、自主財源の乏しいことから非常に厳しい状況にある。

令和元年度の財政状況を分析してみると、歳入の構成は、町税5.7%、地方交付税50.2%、国・県支出金14.4%、地方債15.1%、その他14.6%であり、自主財源の乏しい典型的な中央依存型である。

歳出については、財政構造のバロメーターとされる経常収支比率は、97.0%と以前から継続して高い数字を示している。また、歳出に占める義務的経費の割合は30.4%（人件費14.1%、扶助費4.5%、公債費11.8%）となっており、町財政圧迫の要因となっている。

財政構造の改善等を図る必要があることから「中期財政計画」を策定し、住民サービスの安定的な維持・向上、又今後の少子高齢化に向けた課題等に対応するためにも計画を実践する。

表1-2(1) 東洋町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,943,661	2,794,784	3,006,520
一般財源	1,709,352	1,724,808	1,746,127
国庫支出金	266,583	269,013	193,211
都道府県支出金	240,209	216,289	240,534
地方債	286,616	459,800	454,000
うち過疎債	89,200	195,100	285,100
その他	440,901	124,874	372,648
歳出総額 B	2,848,081	2,759,750	2,953,964
義務的経費	920,749	824,632	945,714
投資的経費	485,571	590,289	665,270
うち普通建設事業	483,762	571,464	634,060
その他	1,441,761	1,344,829	1,342,980
過疎対策事業費	95,926	349,258	439,145
歳入歳出差引額 C (A-B)	95,580	35,034	52,556
翌年度へ繰り越しすべき財源 D	45,538	20,524	40,015
実質収支 C-D	50,042	14,510	12,541
財政力指数	0.13	0.12	0.13
公債費負担比率	13.9	13.4	22.7
実質公債費比率	14.3	8.0	12.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	92.0	92.9	97.0
将来負担比率	44.0	46.0	74.0
地方債現在高	2,290,194	3,882,891	3,958,527

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率 (%)	14.0	47.7	55.9	57.2	57.45
舗装率 (%)	47.5	80.8	85.3	85.8	86.01
農道					
延長 (m)				35,501	35,501
耕地1ha当たり農道延長 (m)	107.5	100.1	77.5	271.0	271.0
林道					
延長 (m)				25,332	25,332
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.0	3.5	6.3	4.0	4.0
水道普及率 (%)	92.5	95.3	94.8	96.0	96.0
水洗化率 (%)			19.2	45.1	74.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の現況は、前述のとおり昭和35年から現在まで甚だしく人口の減少をきたした主な原因としては、就業場所が少なく、都市的魅力に欠けるといふことはいうまでもなく、その結果、少子高齢化が進むという非常に悪循環な時代を送ってきた。

この間、人口減の防止策として生活環境の整備、生活向上のための基盤整備、福祉の充実等、各分野に渡り施策を講じてきたものの、第1次産業をはじめとする就業人口全般の減少傾向が続く中で、健全な産業構造の発展は困難視されるものである。したがって、既存施設の有効活用を図りながら、併せて、基盤整備・施設整備等の拡充を進める。今後も農産物の輸入自由化など、農林水産業を取り巻く環境は厳しいものがあり、本町を活性化する地場産業の強化、既存産業や地元資源の特長を生かした新規産業の導入等を図り、都市圏との共生及び流通の拡大を見据え、海の駅東洋町やNPO等を活用した住民参加型による地場資源の活用、商品開発、流通・販売方法等、地域経営の新しい視点に立った施策の充実を図る。

人口が減少する反面、四国8の字ネットワークの交通網が大幅に改善された現在、大都市圏からの交流人口が増加している。本町は風光明媚な海岸部が室戸阿南海岸国定公園に指定され、県下屈指の白浜海水浴場や西日本随一の生見サーフィンビーチ、清流と鮎釣りの野根川等があり、主に夏季を中心として観光客で賑わっている。今後は豊かな自然、地形、気候を生かしたスキューバダイビング、フィッシング等のマリンスポーツを中心に、また、本町にまつわる史跡等の文化面を見直し整備するなど、観光面で通年型のリゾート開発に取り組み、交流人口の拡大を図る。

産業についても、交通網の発達した国道及び鉄道の二方向からの流通面を活用し、関西・中国地方を中心に特産物や農林水産物の販路を拡大し、また、近隣の市町村と広域的な物流システムなど、今後の交通網の整備を考慮し、さらに、本町の地理的、社会的諸条件を満たした上で、町有地等の積極的な活用により新規産業の導入または誘致等、経済的効果につながるような取り組みが必要である。

本町の将来を展望するとき、今日まで先人達が築きあげてきた歴史、文化、産業の蓄積等を基礎として、町の発展に努めていかなければならない。近隣の市町村との地域間交流等連携の強化を図り、住民の町づくりに対する意識の向上を促すとともに、それぞれの個性に磨きをかけ、各地域の産業基盤の建て直しや、地域との情報・文化交流活動、生活環境基盤の増強等を図り、各地域が持つ特性をお互いに補完しあえるような地域社会を構築しなければならない。また、構造改革特別区域計画及び地域再生計画を

積極的に活用し、地域の持続的発展を図る。

また、関西・中国地方との交流の最前線として広域的発展に向けた先導的役割を担い、産業、都市基盤、環境、健康、福祉、教育・文化等の各分野においての充実と一層の連携を図りながら町の発展に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の人口は、令和22年に2,000人を下回ると予測されており、現状のままでは人口減少の一途をたどる一方である。第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略では、令和2年から7年までの5年間で50名の社会増を見込んでおり、令和7年に2,240人を目標として掲げている。本過疎計画においても同一の目標として設定し、過疎地域ならではの産業の磨き上げや、自然を生かした観光の振興により交流人口の拡大を図り、また、本町で安心・安全・豊かな暮らしができるようにインフラ整備や福祉の拡充や、子育て世帯のサポート、教育の振興を包括的に行っていく。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、有識者及び住民代表が参画する町内組織によって、上記の総合戦略に対する評価にあわせて実施する。評価後は、議会への報告もあわせて行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

東洋町公共施設等総合管理計画での基本的な考え方は以下の通りである。

① 施設の再編による施設保有量の縮減

現在保有する施設のあり方や必要性について、人口や財政の状況を踏まえ、住民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、必要なサービス水準を確保しつつ、用途の見直しや複合化、周辺施設との統廃合などによる施設保有量の縮減を行い、財政負担の軽減を図る。

② 計画保全による施設の長寿命化

今後も活用していく施設については、メンテナンスサイクルを構築し、計画保全（施設の不具合が生じる前に予防的に対策を行う予防保全及び機能改善や耐震補強を行う改良保全）を行い、定期的な点検・診断を実施す

ることにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、更新時期の集中を避け、毎年の更新費用の平準化を図る。

③ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営

効率的な管理運営を行い、施設の有効活用を促進するため、民間の活力やノウハウを取り入れるとともに、民間や地元等への移管も含めた施設の保有形態の見直しを行い、効果的な住民サービスの提供を図る。また、経費節減の徹底と適正な使用料の確保に努める。

本過疎計画に記載された公共施設等に関する全ての事業は、上記の基本的な考え方に則って行われるものであり、過疎計画は公共施設等総合管理計画に適合している。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

基本方針

本町の特性である山・海・川の豊かな自然を生かして、地域間交流や町内への移住を促進し、各分野の担い手を育成・確保することで過疎地域の発展と経済の活性化を目指す。

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

本町は西日本随一の生見サーフィンビーチを有していることから、サーフィン移住など、少ないながらもコンスタントに移住希望者がいるが、町内に不動産仲介事業者がおらず、移住希望者が借家等に関する情報を入手する手段が乏しい。

また、就労先についても求人が見えにくい状況であるため、移住後の職の確保への不安がある。

② 地域間交流の促進

本町は、大阪府守口市と昭和 56 年に友好提携を結んでおり、その間、守口市と東洋町の小学生を対象に、交流を通じてお互いの生活環境を理解するとともに、都会では味わうことのできない自然の良さを知ってもらう事を趣旨とした「子ども交流会」や、平成 28 年度からは都市部からの「教育旅行（民泊）」の受け入れなどの事業を展開し、交流の促進を図ってきた。

また、「海の駅」東洋町を中心に町内の農林水産物の販売を行い、観光・流通・特産品の開発及び販路開拓を目的としたイベントを実施している。

今後も、継続的に実施するとともに、活力ある町づくりを促進する必要がある。

③ 人材育成・確保

農業・林業・漁業等、いずれの一次産業においても後継者不足が深刻化している。

(2) その対策

① 移住・定住

移住相談員を配置し、農業・水産業への就業支援・後継者育成支援の推進はもとより、ふるさとワーキングホリデーや特定地域づくり協同組合等、各産業分野の担い手確保策等と連携し、「仕事」や「住まい」の掘り起こしを行うことで、受入体制の強化を図る。

また、都市部の人材との接点を拡大するため、移住関係ポータルサイト等により情報発信を行うことで相談機会を増加させ、現地訪問の促進を図り、移住への関心度合いを高める。

② 地域間交流の促進

今後も自然や食など、本町の特性を生かした多様な周遊の仕組みづくりや滞在型観光地域づくり、また、“グリーンツーリズム”等の農林漁業の体験型プログラム等の推進により、都市との交流人口の拡大を図る。

引き続き、地元特産品の販売及び新商品開発に力を注ぐことにより観光名所にもなり、また、それに伴い流通及び販路開拓を目指す姿勢で取り組みを行う。

③ 人材育成・確保

本町の将来を支える中核的な担い手として、優れた経営感覚を養うための研修やセミナー等、人材育成の機会を増やす。

また、「高知県移住促進・人材確保センター」等と連携し、各産業分野の担い手や中核人材の確保に取り組む。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	○移住・定住促進事業 高知県の移住支援関連補助金等を活用し、地域外からの移住促進を図る。	東洋町	
		○特定地域づくり協同組合事業 安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の人材を呼び込むとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進する。	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施する。

3. 産業の振興

基本方針

「高知県産業振興計画」の取り組みを通じ、産業基盤の整備等、地産外商の推進や安定した雇用の創出により、各産業分野の強化を図る。

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、全経営耕地面積の 63.9%が水田で、米作を主体としてポンカン・小夏などの果樹栽培、ナスやトマトの施設園芸が行われている。また、収穫量では本町の気象等の立地条件に適した、ポンカン・小夏が農業粗生産額の 38%を占め基幹作物となっている。

本町が、通年型リゾートの観光地を目指すうえで、都市住民及びリゾート地に求められる“新鮮で、安全な食素材”の生産、自然の中で農業を体験できる場の整備など、多様な農業の展開が必要である。

このため、農業の構造改革、体質改善、体質強化に向けて、農業基盤整備、農地の高度利用、新しい農業技術の導入、労力の省力化などを推進して、生産性の高い農業を育成するとともに、明るい農村環境に向けた総合的整備を進めていく必要がある。

さらには、経営の合理化、規模拡大を促進し、後継者や地域営農組織の育成を図り、流通機構の確立と営農指導の充実により経営近代化を推進するとともに、ポンカン栽培の振興、観光農園の促進など、地域の特色を生かした営農活動を展開する必要がある。

しかし、事業を推進する一方で、近年では有害鳥獣による農作物への被害が深刻であり、生産者の生産意欲の低下や後継者の育成に悪影響をおよぼしているため、早急な被害防止の一体的な取り組みが必要である。

② 林業

自然豊かな環境に恵まれた本町の 86%は森林地帯となっており、歴史的にも林業は基幹産業のひとつである。森林面積の 83%は民有林、15%は国有林であり、杉・檜を中心とした人工林の民有林率は約 53%を占めており、その 59%以上が 9 齢級以上の高齢林となっている。

林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全体的に停滞し、後継者不足が深刻な問題となっている。また、適正な森林整備が実施されず、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきている。

③ 水産業

本町の漁業は、沿岸における一本釣り、延縄、定置網、刺し網漁業が中心で、アジ、サバ、マグロ、カツオを中心に年間水揚げ量は約 1,100 トンとなっている。

その魚をより新鮮に届けるために、冷海水を用いて魚の変色をなくし、付加価値を持たせた漁業を進めている。

就業者数は、減少傾向を示しており、また、高齢化が進むとともに後継者不足が問題となっているため、新規漁業就業者支援事業や外国人研修制度を取り入れるなど、漁業の活性化を図っている。

本町では、これまでも甲浦港、野根漁港の整備をはじめ、漁船の大型化、装備の近代化、魚礁設置事業等を促進してきた。しかし、水産業を取り巻く情勢は、200 海里水域が設定され、海外漁場の制約が一層強化されたのはじめ、整備後の施設の老朽化や性能低下等が生じたり、魚価の低迷、輸入水産物の増加などにより依然として厳しい状況にある。

今後は、1.5 次産品への加工処理施設の拡充を進める必要があるとともに、遊漁事業をはじめ、他の産業と一層の連携を図っていく必要がある。

④ 商工業

商業については、商店街と呼べるものは無く、単に商店が点在する状況となっている。このため従前にも増して購買人口の町外への流出傾向が著しくなっている。これにより現在経営している商店は地元需要のみに依存せざるを得ない状況にある。

商業は立地型産業であり、まず、地域の産業経済の活性化を図るとともに、多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商業地へと転換するため、近隣市町の商業展開の動向を考慮した近代化、商店の改善等の環境整備を実現するなど、既存商店を中心とした地元商業の核を形成することが課題である。

工業については、釣り針製造、製材業などが主体であるが、事業所の大部分が小規模経営である。

今後、本町の工業の長期的な活性化を図るには、立地条件にあった企業の誘致、地場産業の推進を図る必要がある。

⑤ 観光・レクリエーション

余暇時間が増大した現在、四国 8 の字ネットワークや自動車道の急速な発達で交流人口が増大している。そのため、今、本町に必要なのは何かを的確に把握する必要がある。

県下屈指である白浜海水浴場は環境整備がされ、海水浴だけでなく、海上アスレチックやジャンボスライダーを整備するなど、毎年大勢の観光客で賑わっている。また、例年白浜で開催される納涼祭など、イベント広場としても活用され地域の活性化を図っている。

しかし、観光シーズンが夏場だけの短期間であるため、さほど経済効果には結びついていないのが現状である。

西日本随一の生見サーフィンビーチでは、1997、98年に世界プロサーフィン選手権大会、1999、2013、2019年には全日本アマチュアサーフィン選手権大会が開催され、通年サーファーが波を追いかけ訪れる状態である。しかし、本町や観光振興協会が誘致を行っているものの、年間の入り込み数は8万人前後で依然、横ばい状態である。

また、本町の人口増加が見込めない状況の中、交流人口をいかに受け入れ、新たな産業の構築、あるいはレクリエーション活動にどう結びつけるかが最大の課題である。

(2) その対策

① 農業

地域の特色を生かした生産性の高い産業の確立を目指し、総合的施策を推進するとともに、本町全域にわたる定住条件の整備に努め、担い手の育成と地域の連帯感の醸成を図る。

未利用農地の有効利用と高度利用に向けての整備を推進するとともに、農業の生産性を高めるため、新しい生産技術開発、AI、ICT農業などの新技術の導入やドローンの活用に努める。また、農産物の流通、加工の合理化を促進するとともに、生産性の高い作物の導入を推進するなど、野菜、果樹、畜産の振興を図る。

若者が農業に定着できる体制づくりを図るため、活力と魅力ある産地づくりや経営感覚に富んだ経営体の育成を進めるとともに、地域農業の組織化や研修制度・補助金制度の確立により後継者の育成を図る。

本町を代表するポンカン・小夏園の拡大を図るとともに、品質・規格統一の機器導入など、ブランド品として一層の生産・販売拡大と安定化を促進する。また、観光農業を、交流の促進やリゾート開発に結びつけていくなど新しい産業分野への展開を目指す。

有害鳥獣による農作物への被害を防止するため一体的に被害防止柵を設置し、生産者の生産意欲の向上につなげる。

② 林業

今後の森林施業は、間伐、保育等の森林整備を積極的に実施するとともに、経済性重視の単層林のみの施業を見直し、長伐期施業、生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源の涵養や自然環境に配慮した森林整備を目指す。

そのため、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備を森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進する一方、森林組合や林業事業者等の育成・強化、環境保全の積極的な啓蒙などを通じて、森林所有者へ環境に配慮した経営への意識の向上を図る。

③ 水産業

漁港施設の整備や漁業の生産基盤の整備を推進する。また、後継者の育成を図るとともに、漁業協同組合の拡充強化を図り、流通機構の改善や加工技術の導入による1.5次産業の創出を図る。

県や関係機関との連携を図り、漁場の造成を積極的に推進するとともに、甲浦港、野根漁港の計画的な一層の整備や既存の施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減等を目標とした施設の保全対策を図り、また、漁船の大型化、漁法の改良等を促進する。

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、1.5次産業への転換を図り、地域特産品の開発など「付加価値をつける漁業」を目指す。

④ 商工業

商業については、商工会を中心とした経営の近代化、共同店舗の建設など抜本的な展開が必要である。また、“お買い物は町内で”をキャッチフレーズに町外へ流出している消費者へ啓発を行うとともに、消費者ニーズに対応するために、発想を転換し、アイデア商戦の展開を図る。

その一つの手段として、順調に売上を伸ばしている海の駅東洋町を拠点とした地産外商を推進し所得向上を目指す。

工業については、経営の近代化はもちろん、地元伝統工業の維持あるいは、商品開発による生産拡大を進めるとともに、本町の立地条件にあった企業誘致を積極的に推進することにより、就業場所を確保し人口の流出を防ぐ。

⑤ 観光・レクリエーション

白浜海岸周辺には、現在、観光拠点としての海の駅東洋町が整備されており、夏場の観光シーズンだけではなく年間を通じての地場製品の販売な

ど、通年・滞在型観光地に変貌する計画が進行中である。また、サーフィンスクールやSUP（スタンドアップパドルボード）、こけら寿司づくり体験教室などの推進を行うことにより、着地型観光にも引き続き力を入れる。

この周辺には、ダイビング関係者が注目しているダイビングスポットがあり、練習や講習に最適であることからライセンス取得などに活用されている。しかも、うねりの影響が少ないため、冬場も含めて通年利用されている。ただ、現在の地形では、ダイバーが「楽に、安全に」海に入ることが困難なことからスロープなどを整備する。

また、白浜海水浴場に設置されているキャンプ場を更に充実させ、イベント等を開催し利用客の増大を図る。

これにより、閑散期にも集客が期待でき、地元商業者への経済効果を見込めることはもちろん、関係機関との協力・連携により、新規産業の構築を推進する。

本町の生見地区には、世界サーフィン大会等の開催により、通年サーフィン客が訪れるのをはじめ、冬場にはポンカンの出店販売が行われている。また将来は、地域高規格道路のICができることも考慮し、新たな交流拠点施設を建設し、地域の活性化を推進する。併せて、サーフィン客等の誘致を進めるため、駐車場の整備やトイレ、シャワーの整備の促進に努める。

現在、地域では児童生徒の受け皿としての施設や環境づくりが望まれている。そのため、本町では「親子のふれあい」「体験学習」「心のゆとり」「自然観察」をテーマとした、農林漁業等の滞在型レクリエーション施設を建設し、町民の三世代交流会や県内外の児童生徒、保護者との交流会を促進する。また、本町と都市部との相互交流会や情報交換会等を行い、交流人口の拡大を図るとともに、地元特産品や農林水産物の消費拡大を推進し、第一次産業の活性化と経済的自立を図る。

併せて、温浴施設を完備した温浴事業及び宿泊事業を活性化していくために、SNSなどからの情報発信と、それに伴う環境整備・基盤整備等の受け入れ態勢の充実に努める。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1)基盤整備	農 業	農業基盤整備促進事業	東洋町	
			浜田地区用排水路改良事業	東洋町	
			生見地区用排水路改良事業	東洋町	
	(2)漁港施設		水産基盤整備事業	高知県	
			水産基盤ストックマネジメント事業	高知県	
			野根漁港施設改修事業	東洋町	
	(3)経営近代化施設	水産業	リマ区域周辺漁業用施設設置事業	高知県漁業協同組合(甲浦支所)	
			種子島周辺漁業対策事業	高知県漁業協同組合(甲浦支所)	
			冷凍冷蔵コンテナ設置事業	高知県漁業協同組合(甲浦支所)	
	林 業		高性能林業機械購入費補助金事業	芸東森林組合	
		農 業	高知県新食肉センター施設整備負担金事業	高知県	
	(9)観光又はレクリエーション		白浜海岸遊歩道整備事業	東洋町	
			サーフィンセンター事業	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	ビーチクリーナー購入 事業	東洋町	
		白浜オートキャンプ場 事業	東洋町	
		野根地区公衆トイレ整 備事業	東洋町	
		海の駅経営安定化事業	東洋町	
		海の駅空調機設置事業	東洋町	
		甲浦集落活動センター 建設事業	東洋町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業	<p>○有害鳥獣防止柵設置 事業</p> <p>過疎化による山林荒 廃、耕作放棄地の増加に よりイノシシ、猿、シカ 等の有害鳥獣による農 林産物への被害が大き な問題となっている。こ の被害を抑え、安定した 生産ができるよう被害 防止柵等の設備に要す る経費に対し補助等 をおこなう。このこと により、安心して農産物 の生産ができるととも に、耕作放棄地の減少 が期待され、基幹産業 である農業の振興と生 活環境の改善が図られ る。</p>	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	<p>○安芸広域観光連携事業</p> <p>急激な人口の減少に伴う少子高齢化や後継者不足、産業の衰退等の悪循環は、徐々に地域の活力を失わせており、高知県東部地域にとっても大きな課題となっている。</p> <p>これらの課題を解決するために、平成27年度に東部地域9市町村の官民が一丸となって連携した観光キャンペーン「高知家・まるごと東部博」(以下「東部博」)を開催し、イベントや体験プログラムの造成・磨き上げ、拠点施設の整備、広域的なプロモーションやキャンペーンなどを行い、エリアでの入込客数265万人(暫定値)を達成した。</p> <p>東部博を契機とする高知県東部地域の広域環境への取り組みを次年度以降へ繋げるため、観光地域づくりを担う広域観光組織(DMO)を立ち上げるとともに、マーケティング調査に基づく地域の戦略づくりや情報発信、受入体制の整備、観光商品の造成等による誘客を進めることを目的とするものである。</p>	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	<p>○種子島周辺漁業対策事業 高知県漁業協同組合甲浦支所に所属するまぐろはえ縄漁業者は、種子島周辺海域まで出漁し操業を行っていたが、ロケット打ち上げの影響によって、漁場の縮小や漁場への迂回が余儀なくされている。</p> <p>また、近年は日本近海におけるまぐろの回遊量の減少や燃料価格、資材費の高騰等によりその経営は厳しい状況が続いている。</p> <p>このような状況の中、本事業で操業に用いる機器・設備類を整備し、操業の効率化や操業コストの削除を図ることにより、ロケット打ち上げの影響を緩和することを目的とする。</p>	高知県漁業協同組合 (甲浦支所)	
	(11)その他	基幹水利施設ストックマネジメント事業	高知県	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東洋町全域	製造業、旅館業 情報サービス業等 農林水産物等販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり。

なお、本区域における産業振興については、状況に応じて高知県及び周辺市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施する。公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

・インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」平成 25 年 11 月 29 日）の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていく。

4. 地域における情報化

基本方針

電気通信設備の整備及び情報化の推進については、過疎地域の生活環境の整備、住民サービスの向上、デジタル技術を活用した過疎地域の問題解決、災害時の情報インフラの整備に取り組む。

(1) 現況と問題点

デジタルインフラの整備については、高齢化や過疎化、採算性等の要因で都市部との情報格差が大きくなってきている。町内全域に光ケーブルを平成24年に整備したデジタルインフラの継続的な運営、住民が使いやすいように簡素化を行い、将来にわたり都市部との情報格差を埋める必要がある。

情報化については情報通信分野の発展に伴い多様化、高度化する住民の要望を把握し、必要なサービス提供に努め、情報化の促進を図る必要がある。

(2) その対策

光ケーブルによる情報通信基盤の維持、保守に努める。

災害時の非常通信手段としての役割を担う防災行政無線の維持、保守に努める。

また、住民がデジタルインフラを有効に活用できるように環境整備、情報通信教育に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政用無線施設整備事業	東洋町	
	その他の情報化の ための施設	地域情報通信基盤整備事業	東洋町	
		光ケーブル整備事業	東洋町	

		ローカル5G整備事業	東洋町	
--	--	------------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日)の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていく。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

基本方針

道路交通網の整備や生活交通の手段の確保など、過疎地域における住民の生活に密着した持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。

(1) 現況と問題点

日常生活の利便性、地域開発及び産業の活性化を図るため、道路交通網の整備は、もっとも重要視され地域高規格道路から生活道路まで随時整備が推進されている。

本町にとって最も重要な幹線道路である国道 55 号は、災害時及び悪天候時には通行不能になる恐れがあることを考慮し、今後一層の整備が必要になってくる。

本町を含む四国東南地域は、安芸～阿南間の 110 km が平成 6 年 12 月に地域高規格道路の計画路線に指定されている。現在、海部野根道路（野根～海部間）、野根安倉道路（野根～安倉間）の事業化決定がなされており、早期の整備に向けて事業が進められている。

町道は、幹線道路を中心に整備が進み、令和 2 年 3 月現在、実延長 68.616m、改良率 57.45%、舗装率 86.01% と改善されつつあるが、未改良区間や自動車交通不能区間も多く、一層の整備が必要である。

また、舗装の劣化や橋梁等道路構造物の老朽化が進んでおり、早急な対策が望まれる。

農道及び林道については、令和 2 年 3 月現在で農道 35,501m、林道 25,332m と開設及び改良は進んでいるものの、十分ではなく一層の整備が望まれる。

阿佐東線については、平成 4 年 3 月に官民出資の阿佐海岸鉄道株式会社により運営されている。しかし、今日の車社会の到来により運転本数や利用者の伸び悩みなど課題が多くあり、利便性、地域開発及び産業の活性化を図るためには、より一層、沿線地域の住民の利用促進を図っていくことが重要であり、そのため、路線と道路が通行できる DMV の運行（予定）による室戸あるいは奈半利方面への延伸計画等の継続的な事業展開が望まれる。

バスについては、高知東部交通と徳島南部バスにより運行され、また、DMV が運行予定であり、鉄道と同様利用の促進を図りながら、利用客の呼び戻しと新規利用者の掘り起こしが必要である。

しかしながら、地域の過疎化等により年々利用者は減少し、鉄道、路線バスとも行政による財政支援がなければ成り立たない経営状態となっている

現状である。

(2) その対策

地域高規格道路の早期完成を国・県に要望するとともに、町道、農道、林道の整備に努め、町交通体系の確立と同時に交通の安全と円滑化を図っていく。

国道55号は、町発展のみならず四国東南地域にとって大きな影響をもった路線であり、早急に四国8の字ネットワーク阿南安芸自動車道の開通に向けて、国・県など関係機関に要望していく。

町道については、幹線道路と町民生活に密着した生活道路を計画的に整備するとともに、道路の新設・改良は、交通安全の円滑を図るために幅員を4m以上確保しながら、未舗装路の整備を推進する。

舗装等の修繕や橋梁点検、長寿命化修繕計画の策定による計画的な修繕工事を行い、適正な道路管理に努める。

農道・林道については、新設・改良のほか河川や海への土の流出を防ぐために道路の整備を推進する。

阿佐東線については、DMVの運行（予定）による効率的な運用と一層の利便性の向上を図るため、沿線各町が一致協力して、利用者促進対策を進めるとともに、町民のマイレール意識の高揚に努める。こうした状況のなか、四国東南部地域の交通体系の核となるDMVの長期安定経営を確保するため、阿佐東線の維持・存続に関する方策等を阿佐東線連絡協議会のなかで検討しており、今後も、行政による阿佐東線の経営面での財政支援が必要となる。

バスについては、DMVと連携しながら利用客の増加を図るため、町民への広報活動を行うとともに、路線の確保、運送回数の改善を関係機関に要請する。また、廃止路線代替バスについても、地域住民唯一の公共交通として維持して行かなくてはならない。そのためには、バス路線運営の合理化を促進するためのインセンティブとして、民間バス事業者へ地域バス路線運行費の補助を行い、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(1)町 道 道 路	道路改良工事 野根1号幹線	東洋町	
		道路改良工事 東町浦線	東洋町	
		道路改良工事 向中村線	東洋町	
		道路改良工事 別役線	東洋町	
		道路改良工事 押野線	東洋町	
		道路改良工事 日曾谷線	東洋町	
		道路改良工事 棚越線	東洋町	
		道路改良工事 名留川3号線	東洋町	
		道路新設工事 名留川9号線	東洋町	
		道路改良工事 相間線	東洋町	
		道路改良工事 生見1号幹線	東洋町	
		道路改良工事 生見4号線	東洋町	
		道路改良工事 生見5号線	東洋町	
		道路改良工事 生見7号線	東洋町	
		道路改良工事 甲浦1号幹線	東洋町	
道路改良工事 甲浦2号幹線	東洋町			

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(1)町 道 道 路	道路改良工事 甲浦3号幹線	東洋町	
		道路改良工事 甲浦4号幹線	東洋町	
		道路改良工事 甲浦5号幹線	東洋町	
		道路改良工事 東1号線	東洋町	
		道路改良工事 東2号線	東洋町	
		道路改良工事 東5号線	東洋町	
		道路改良工事 東7号線	東洋町	
		道路改良工事 中町2号線	東洋町	
		道路改良工事 西町8号線	東洋町	
		道路改良工事 白浜2号線	東洋町	
		道路改良工事 白浜3号線	東洋町	
		道路改良工事 白浜4号線	東洋町	
		道路改良工事 白浜6号線	東洋町	
		道路改良工事 白浜10号線	東洋町	
		道路改良工事 白浜12号線	東洋町	
道路改良工事 小池7号線	東洋町			

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(1)町 道 道 路	道路改良工事 鍋シ川線	東洋町	
		道路改良工事 大道星線	東洋町	
		道路改良工事 瀧山線	東洋町	
		道路改良工事 へりポート線	東洋町	
	(2)農 道 橋りょう	町内全域橋梁耐震補強等改 良事業	東洋町	
		農道舗装工事 川口線	東洋町	
		農道舗装工事 つづら 1 号線	東洋町	
		農道舗装工事 つづら 5 号線	東洋町	
		農道舗装工事 内田 5 号線	東洋町	
		農道舗装工事 中村 1 号線	東洋町	
		農道舗装工事 中村 2 号線	東洋町	
		農道舗装工事 中村 1 0 号線	東洋町	
		農道舗装工事 追廻し 2 号線	東洋町	
		農道舗装工事 追廻し 4 号線	東洋町	
		農道舗装工事 追廻し 5 号線	東洋町	
		農道舗装工事 追廻し 6 号線	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(2)農 道	農道舗装工事 相間1号線	東洋町		
		農道舗装工事 相間2号線	東洋町		
		農道舗装工事 相間3号線	東洋町		
		農道舗装工事 生見6号線	東洋町		
		農道舗装工事 生見7号線	東洋町		
		農道舗装工事 生見8号線	東洋町		
		農道舗装工事 生見9号線	東洋町		
		農道舗装工事 浜田2号線	東洋町		
		農道舗装工事 宮ノ西4号線	東洋町		
	(3)林 道	林道舗装工事 相間線	東洋町		
		林道舗装工事 甲浦線	東洋町		
		林道改良工事 奥河内線	東洋町		
	(6)自動車等	自動車	コミュニティバス車両購入 事業	東洋町	
			DMV導入促進事業	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	<p>○住民の日常生活を支える 交通手段の確保事業</p> <p>・阿佐海岸鉄道(株)への経営支援 徳島県海部郡美波町から 高知県安芸郡東洋町にかけ ての地域では、地域住民の利 用する公共交通機関として、 J R 牟岐線、阿佐東線のほか 町営や民間事業者による路 線バスが運行されている。</p> <p>しかしながら、地域の過疎 化等により年々利用者は減 少し、鉄道、路線バスとも行 政による財政支援がなけれ ば成り立たない経営状態と なってきた。</p> <p>こうした状況のなか、四国東 南部地域の交通体系の核と なる鉄道の長期安定経営を 確保するためにも、世界初の DMVの運行が予定されて いる。今後も行政が阿佐東線 の経営面での財政支援が必 要となる。</p> <p>・土佐くろしお鉄道(株)へ の経営支援</p> <p>高知県南国市の後免駅か ら安芸郡奈半利町の奈半利 駅にかけて、土佐くろしお鉄 道による阿佐線(ごめん・な はり線)が運行されており、 奈半利町から東洋町へは民 間事業者による路線バスが 運行されている。阿佐線は、 東洋町住民の日常生活を支 える重要な公共交通機関で あるため、経営面での財政的 支援が必要となる。</p>	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	<p>・地域バス路線運行費補助金 過疎地域・中山間地域でのバス事業は、自家用車の普及や過疎の進行により大変厳しい経営状況にある。しかしながら、バスは地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であり、バス路線の維持・確保は過疎地域における重要な課題である。</p> <p>今後、バス路線の維持に向けて費用削減や増収努力等の一層の合理化を進める必要であることから、バス路線運営の合理化を促進するためのインセンティブとして、民間バス事業者へ地域バス路線運行費の補助を行い、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る。</p>	東洋町	
		<p>・生活支援交通路線運行補助 過疎地域において維持確保が困難な高齢者の病院及び生活用品の購入の際等に利用する交通手段の維持及び活性化を行うために、委託業者に任せて安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p>	委託業者	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	○橋梁長寿命化修繕計画策定事業 本町が管理する道路橋は 88 橋あり、2m 以上 15m 未満 の橋梁が 78 橋、15m 以上が 10 橋ある。平成 26 年に 1 橋、 27 年度に 49 橋、28 年度に 38 橋、合計 88 橋の近接目視 による定期点検を終えている。 平成 23 年度に遠望目視 点検での橋梁長寿命化修繕 計画を策定しているが、新た に近接目視点検での橋梁長 寿命化修繕計画を策定する ものである。	東洋町	
	(10)その他	甲浦インター線 新設工事 (委託業務含む)	高知県	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日)の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていく。

インフラ資産のうち、橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画(平成 31 年 3 月)」を策定し、従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、橋りょうの寿命を延ばすことによって将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図ることに取り組んでいく。

6. 生活環境の整備

基本方針

地域の特性に配慮した水道施設の整備を推進し、安全・安心な生活用水の確保を図るとともに、公共下水道等集合処理や合併処理浄化槽の設置等による生活排水・トイレの水洗化により、循環型社会形成指向に対応した施設の整備を推進する。

過疎化・高齢化が著しい地域の特性を踏まえ、日常的な、また南海トラフ地震に対応した消防救急並びに防災体制施設・津波避難空間の整備及び公共施設や住宅の耐震化を推進する。

水源のかん養、自然災害対策、景観の保全など、森林などの公益的機能を維持するための保全活動を、町民や関係機関とともに推進する。

ごみの分別やリサイクルなど、暮らしに身近な生活環境の整備に関する取り組みを推進する。

(1) 現況と問題点

① 簡易水道

本町の令和2年度末の水道普及率は96%であり、県の水道普及率94.2%(平成30年度末時点)を上回っている状況である。

しかし、水道施設のうち、全域において配水管は老朽化が進行しており、南海トラフ地震等への対策として水道施設の耐震化計画の立案とこれに即した既設管路の耐震化事業を展開していくための財源確保が課題である。

② 飲料水供給施設

簡易水道に含まれない、給水人口が100人以下の小規模水道施設のことで維持管理は対象集落内の住民が直接行っている。しかし、過疎化による人口減少や高齢化により維持管理に苦慮しているのが現状である。

真砂瀬地区も高齢化等により維持管理に苦慮している集落の一つで、安全・安心な水を確保する観点からも取水施設の更新が必要な状況である。

押野地区は谷の表流水を飲用しているが、豪雨により取水池が土砂で埋まるため、その度に土砂の取り除きが必要となる。維持管理を容易にするような取水池の改良を実施する必要がある。

③ 下水道

本町の下水道事業は、甲浦地区61haを対象に平成4年度に事業着手され、平成13年から供用が開始、現在は56haの地区まで整備されている。

また、施設の経年劣化に伴い、今後の老朽化対策が必要となる。

一方では負担金、施設改造費用等の自己負担を心配する住民も多く、今後、下水道普及を図るには、住民の理解と協力が不可欠である。

④ 合併浄化槽

本町の合併処理浄化槽設置整備事業は、特環公共下水道事業整備区域外で実施されている。

合併浄化槽は新築時に設置しているのが現状で、生活排水はそのまま河川へ流れている。

これから新規集合処理事業を行うにあたり、住民の理解を得ることはもとより、現在実施している下水道事業の財政収支を参考にしながら、今後予想される財政問題を解決しなければならない。

また、各事業間において連携を取り、円滑な事業の推進を図らなければならない。

⑤ 環境衛生

ゴミ処理については、現在安芸広域メルトセンターの完成により、メルトセンターに搬入して処理を行っている。

廃棄物の収集運搬は、町が直接行っており、収集運搬のための車両も保有している。

資源ゴミ処理については、室戸市と協力のうへ減量化に努めている。

不法投棄対策としては、職員が巡回、看板、監視カメラの設置を行っている。

し尿処理においては、下水道整備及び合併処理浄化槽整備等と整合性を図る必要がある。

⑥ 墓地・火葬場

墓地については、平成5年度に相間地区に整備され順調に推移している。また、火葬場についても平成4年度に同地区に建設され、管理も問題なく行われているが、今後、施設の老朽化対策を講じておく必要がある。

また、南海トラフ地震に備えて、平成30年に火葬場のBCPの策定を行った。

⑦ 消防施設

本町の消防活動において水利施設が問題となっている。特に防火水槽の整備については名留川地区において、簡易水道との水源問題で防火水槽の水源確保が困難な状況である。

また、野根浦地区においては、防火水槽がない区域が存在している状態である。

⑧ 津波避難空間の整備

南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70～80%と発表される中、土佐湾沖で発生した場合、本町では最大震度 7、最大津波高は 19m で、30cm の津波が地震発生後早いところで 8 分後に到達すると想定されている。過去に発生した南海トラフ地震でも甚大な被害を受けており、津波による被害を最小限に防ぐための防災対策が急務となっている。

夜間の避難時に備えて、津波避難場所までの安全安心に避難できる対策が必要である。

⑨ 災害時の生活対策

大規模災害に備え「災害時要配慮者避難計画（本計画）」を策定（平成 22 年 7 月策定済）し、高齢者や障害者、妊産婦等の避難支援体制の整備を図っている。避難用品や物資については備蓄量が不足している状態である。また、防災面についても情報伝達や避難施設の体制に課題が残る。〔課題：情報伝達・・・荒天時の防災行政無線の能力・避難施設・・・耐震性やその所在〕

（2）その対策

① 簡易水道

平成 27 年度に既設管路の耐震化計画を策定し、その計画に沿って平成 28 年度から老朽化した管路の更新及び耐震化、災害時における応急給水施設の整備を財政計画に照らして計画的に実施している。

また、東洋町簡易水道の給水拡張事業は、配水管の新規布設（延長）により給水量を確保し安定供給を図る。

② 飲料水供給施設

今後は高齢化により維持管理に苦慮している地区を中心に取水方法の見直し等を検討する。

また、水道施設の耐震化等を踏まえ、財政計画に照らして実施する。

③ 下水道

東洋町生活排水処理構想を策定して、各種生活排水処理施設の整備を長期的に見直しをして実施していく。

下水処理場の改修を計画的に執り行い、コスト縮減できるよう図る。

また、各種制度を検討すると同時に、小規模単位の地元説明会の開催等水洗化普及に努める。

④ 合併浄化槽

水質保全と衛生環境を維持するため、生活排水を適正に処理しなければならない。

それには、まず、水環境保全に対する啓発を推進し住民の意識を高めるよう努める。

⑤ 環境衛生

不法投棄対策については、今後も監視パトロール活動の強化を図り、住民の環境意識の高揚に努める。

し尿については、水洗化全体計画の見直しを行い下水道事業及び合併処理浄化槽設置事業による水洗化普及を推進するとともに、農業集落排水についても推進を図る。

⑥ 墓地・火葬場

火葬場については、適正な維持管理を行うとともに周辺環境整備に努める。

墓地については、過密化解消に努めるとともに周辺環境整備の充実に努める。

⑦ 消防施設

消防活動の水利施設問題を解決するために、名留川地区においては、谷水の水源を利用するための配管整備が急務となっている。

また、野根浦地区においては、防火水槽設置場所の確保をして計画的に整備する必要がある。

⑧ 津波避難空間の整備

本町は、最大震度7、最大津波高は19mで、30cmの津波が地震発生後早いところで8分後に到達すると想定され、過去に発生した南海トラフ地震でも多大な被害を受けた地区である。

地域防災計画と整合性を図ると共に自主防災組織による住民の防災に対する知識の向上に努め「災害に強い町づくり」を目指すとともに、津波避難施設を整備する。

また、南海トラフ地震に備えて、夜間でも地域住民が安心安全に避難で

きるよう避難路にソーラー式誘導灯を設置する。

⑨ 災害時の生活対策

具体的対策として災害時要配慮者の対象となる方々の災害時要配慮者名簿（個別計画）の作成・登録・管理をし、平常時や災害時における対策に活用し地域住民の安心・安全体制を強化する。災害時における様々な障害を予測し、計画の基本理念である地域住民の自助・共助を行政がサポートできるように関係機関・団体との連携を図る。また、同時に避難施設の環境や避難用品（飲食料品・寝具・医薬品等）についても整備をすすめる。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設	簡易水道 東洋町簡易水道耐震 管路更新事業	東洋町	
		東洋町簡易水道応急 給水施設整備事業	東洋町	
		東洋町簡易水道給水 区域拡張(配水管延 長)事業	東洋町	
		東洋町簡易水道中央 監視システム更新事 業	東洋町	
		東洋町簡易水道配水 流量計更新事業	東洋町	
		東洋町簡易水道地理 情報システム作成事 業	東洋町	
		飲料水供給施設	真砂瀬地区飲料水供 給施設取水施設改良 事業	東洋町
	押野地区飲料水供給 施設取水施設改良事 業		東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(1)水道施設	飲料水供給施設送・配水管改良事業	東洋町		
		飲料水供給施設耐震化整備事業(全地区対象)	東洋町		
	(2)下水処理施設 公共下水道	甲浦地区特定環境保全公共下水道事業	東洋町		
		(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	安芸メルトセンター改修事業	安芸広域市町村	
	(5)消防施設	排水管設置 防火水槽設置	東洋町		
		防災タワー設置事業	東洋町		
		防災センター事業	東洋町		
		消防車両購入事業	東洋町		
		津波避難路整備事業	東洋町		
		(8)その他	空き家再生等推進事業	東洋町	
			ソーラー式避難誘導灯設置事業	東洋町	
	防災備蓄庫の設置及び非常食購入事業		東洋町		
	廃棄物輸送車両購入事業		東洋町		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	○木造住宅耐震改修助成事業 将来起こるであろう南海地震対策として町内の木造住宅倒壊を防ぐために、住民に対して耐震診断、耐震改修設計、改修工事にかかる経費を助成する事業。また、ブロック塀に対しても避難の妨げになるようなものには改修、撤去の費用を助成する事業。	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

また、災害のリスクを減らすインフラの強靱化等によるハード対策、それを補う被害防止や軽減活動などのソフト対策及び防災拠点、指定避難所などの見直しを行い、災害に備えた防災・減災まちづくりを進める。

上下水道については、中長期的な経営の基本計画「経営戦略」を策定し、施設の長寿命化を含む運営及び維持管理コストの縮減に取り組む。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

基本方針

「日本一の健康長寿県構想」に基づき、すべての住民が健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

平成29年度には出生数が18人となったが、その後は令和元年度を除き、妊娠届出数、出生数ともに減少が続いている。分娩施設がある医療機関がなく、通院や緊急時の受診が県外となる現状が続いている。

② 高齢者等の保健と福祉

本町での高齢化の波は、国・県よりも一足先に進行しており、令和3年度にはすでに高齢者比率52.7%（令和3年4月1日時点）を占めている。

高齢者の疾病状況について、令和3年3月診療分レセプトデータからみると、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者ともに高血圧疾患、糖尿病、その他の眼及び付属器の疾患、脂質異常症が主要な疾病としてあがっており、生活習慣病が上位を占めている。

介護保険第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者数（令和3年4月1日現在）は22.4%（うち居宅介護（介護予防）サービス利用率は13.3%、施設介護サービス利用率は6%）となっており、対前年比0.7%増である。そのため壮年期からの疾病予防や介護予防、生活支援の充実が課題となっている。

今後も、「ひとり暮らしでも安心して暮らしていける交流のある町」「医療と福祉が、行政と住民が、住民と住民が助け合える町」を目指して取り組むこととしている。

③ 児童福祉

児童は、本町の未来の担い手であり、その健全な育成は重要な課題のひとつである。

児童公園は、本町に2箇所設置されているが、遊具の安全点検等、児童が安全な所で遊べる場所を整備していく必要がある。

児童保育は、核家族の進行や母親の就労の増加により、かつての家庭内保育中心から社会的な保育へと重心を移行させている。

本町は、過疎化の進行と出生率の低下に伴い幼児の人口は減少しており、令和3年現在、保育園は2箇所、園児数は36名で定員の26.7%となってい

る。

今後は、保育需要の変化に対応しながら保育内容を充実させる必要がある。

④ 障害者（児）福祉

身体障害者手帳交付者数は、年々増加しており、人口の高齢化の影響を受け、令和2年度の交付者数200人のうち160人（80.0%）が65歳以上となっている。

療育手帳交付者数は、令和2年度現在26人で、この5年間の療育手帳交付者数に変化はないが、65歳に到達する人が少しずつ増えている。

精神障害者は、令和2年度現在28人で、直近2年間に2人ずつ増加している状況である。増加した年齢層はいずれも、18歳以上65歳未満となっている。

障害の発生については、医学の進歩等により先天的なものは減少しつつあるが、病気、労働災害、交通事故等による障害者の増加がみられるとともに多様化する傾向にある。

このような中、本町では、国、県の施策に対応しながら各種の施策を展開しているが、障害を持つ人々が持たない人々と同じように社会の一員として生活していける地域社会づくりの推進が必要である。

⑤ ひとり親家庭福祉

令和3年現在、本町のひとり親家庭は18世帯である。減少の要因は、人口減も一因である。

ひとり親家庭の課題は、母子家庭では、生活の安定と児童・生徒の心身に当たる健全育成を図っていくことであり、父子家庭では、経済的な面よりも情操、家事などの面での課題が多い。

本町では、これまで医療費の公費負担、児童扶養手当の支給など母子家庭に対する各種の施策を実施してきた。父子家庭に対しては福祉施策が遅れていたが、平成19年度から医療費公費負担を、平成22年度から児童扶養手当制度を実施している。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目ない支援を目指して、東洋町子育て世代包括支援センターを令和2年10月に開設した。出生数は減少傾向にあるが、産後ケアにも力を入れ妊産婦を支援している。

② 高齢者等の保健と福祉

ア. 壮年層からの生きがいつくり

健康的な生活を送るために、生活習慣病への対策を重点的に行う。生活習慣病予防として、運動の習慣化を目標とした運動教室を開催する他、生活習慣病の早期発見、重症化予防のため特定健康診査（健康診査）の受診勧奨に取り組み、継続受診につながるように努める。また壮年期から社会交流のできる人づくり、場づくり、また閉じこもりの弊害について啓発活動に取り組む。

イ. 生きがいつくり

ボランティア活動や、就労等の社会参加の機会提供と、住民や当事者の自主グループ作りを推進する。

要介護、安否確認など訪問活動に参加する活動づくりに努めるとともに、自宅に閉じこもりがちな高齢者をなくすために、趣味や生きがいにつながる老人クラブの自主的活動の活性化や、住民が参画する地域ぐるみの集い開催への支援等積極的に推進する。

ウ. 介護予防

寝たきりを予防し、地域から自宅に閉じこもりがちな高齢者をなくす。ユニバーサルデザイン（どんな人にも優しい町づくり）の啓発活動を図り、これからは住居や公共の建物、道路等の段差の解消等、障害を持った人たちや高齢者が暮らしやすいバリアフリーの町づくりを推進すると同時にユニバーサルデザインに対する考え方について広く地域に啓発していく。

また、リハビリ教室の継続の実施から、自立生活への支援、自主グループづくり、介護保険対象外者（元気老人）に対するデイサービスの実施、話し相手や外出支援のできるボランティア活動の活性化等の推進に努める。

エ. 緊急時の安全対策の整備と住民の見守り体制の整備

緊急時にも安心できる地域の支え合いづくりと制度を設置する。

令和3年6月時点で、42世帯に緊急通報装置が設置されており、疾病や障害を持った独居老人を優先的に対象としているが、今後は身体障害者や高齢夫婦世帯でも必要性の高い事例も検討する。また、隣人、民生委員等により、見守りなど安否確認システムの整備を図る。

オ. 日常生活の支援づくり

地域ぐるみで、日常生活支援体制を図る。

住みなれた地域で安心・安全に暮らすことができる仕組みづくりでは、地域住民が一人暮らしの高齢者を見守りできる仕組み、軽度な支援を提供できる仕組みなど、地域住民が主体となって活動できる仕組みをつくる。

カ. 住民相互の支え合い活動づくり

住民主体のボランティア活動への参加と理解を求め、本町の重点課題と取り組みについては、どれも地域の人々の主体的な支え合いや町づくり活動への参加が不可欠である。今後は行政だけでなく住民の役割も問われている中、ボランティア情報誌の発行等、啓発活動に努めボランティアセンター活動の充実を図る。

キ. ノーマライゼーションの理念の啓発

「高齢者や障害者が地域で、その人らしく安心して暮らせる町づくり」について広く住民に啓発していく。高齢者や障害者が地域の人々とともに支え合って、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような“ノーマライゼーション”の考え方について、交流会や講演会を開催し、正しい知識と理解が得られるよう啓発に努める。

ク. 地域コミュニティの強化

町の地域福祉計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の実践活動の促進、また、小規模でありながら必要なサービスを提供し、ふれあうことのできる小規模多機能支援拠点の整備などにより、過疎地域内で住民が安全安心に暮らすことができるために特に必要な地域の支え合いと地域コミュニティの再生強化を図る。

ケ. 地域ケア体制整備の推進

在宅医療、在宅介護の充実強化や連携強化、見守り活動等、高齢者の日常生活を支える仕組みづくり、介護を行う家族が病気になったときのために緊急用ショートステイ床の確保、高齢者の住まいの確保と普及、認知症対策の充実など地域ケアの体制づくりに努める。

コ. 介護保険対象サービス基盤の整備等

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた住まい

や地域で生活が継続できるよう、居宅介護サービスの充実を目指している。その際、中山間地域においても必要なサービスが提供されるよう、介護サービス事業の確保に努める。

③ 児童福祉

すべての児童が心身とも健康で豊かに育つよう、家庭や地域のすべての場所で育成環境を整備していく。

保育園と保護者の連携を密にして保育ニーズの多様化・高度化に対応できる体制の整備等を図るとともに、保育園の耐震化計画も推進する。

児童公園など施設の整備を推進するとともに、児童が安全な所で遊べる場所を整備していくことに努める。

地域住民の協力を得ながら、安全対策を促進する。

④ 障害者（児）福祉

障害者福祉思想の普及に努めるとともに、障害者が地域で安全に生活し、社会参加ができるよう、その条件整備に努める。

障害をもつ人々が障害を持たない人々と同じように社会の一員として生活していける地域社会づくりを推進するため、障害者が参加しやすいスポーツ、レクリエーション、教養文化活動など交流促進事業の展開を図り、障害者福祉思想の啓発と普及に努める。

雇用者への啓発活動を進め、障害者就業・生活支援センターとの連携を密にするとともに、就労移行支援や就労継続支援を通じて、障害者の雇用・就業の促進を図り、生活の確立に努める。

障害者の利便性を考慮した公共施設の整備に努める。

福祉医療制度の運用を図りながら、ホームヘルパーの派遣、機能回復訓練等を行い、在宅福祉、施設福祉の充実を図る。

⑤ ひとり親家庭福祉

相談窓口において、個別の家庭に寄り添い、実情に合ったかたちの支援を目指し、ひとり親家庭との信頼関係を構築する。ひとり親家庭が抱えるニーズの正確な把握、課題を整理し、個々に合った支援に繋げる。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育園舎改修事業	東洋町	
	(3)高齢者福祉施設 その他	地域福祉センター改修事業	東洋町	
		あったかふれあいセンター 送迎バス購入事業	東洋町	
		多機能支援施設整備事業	高知県、 安芸広域 市町村	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	○福祉サービス総合事業 誰もが住みなれた地域で 支え合い、いきいきと生活で きる町づくりを目指して、高 齢者ができるだけ在宅で生 活できるよう高齢者サービ スを充実させる。	東洋町	
		○高齢者集合住宅管理人事業 高齢化がますます加速す る中、独居老人等が単独で生 活するのに不安を感じてい る。このことに対するため、 共同生活を送られることの できる施設を整備し、管理運 営することで高齢者が安心 して暮らせる町づくりに努 める。	東洋町	
		○在宅介護事業 在宅介護の支援策として 手当を支給することにより 在宅福祉の増進を図る。	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	○あつたかふれあいセンター事業 町内に住む高齢者を中心 に誰もが気軽に集える拠 点（サロン）を確保し、地 域ニーズの把握や課題に 対応したサービスを実施 する。必要に応じてサテラ イトでの集いを実施し、住 民の交流、居場所を確保す る。その他に、配食サービ スによる高齢者の見守り、 センター利用者で希望さ れる方には、買い物支援や 医療機関、金融機関への送 迎を行う。また、高齢者の 自宅訪問による見守り、相 談対応など、様々な生活課 題に対応し、高齢者等の福 祉サービス充実を図る。	委託業者	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

8. 医療の確保

基本方針

「日本一の健康長寿県構想」に基づき、すべての住民が地域で安心して医療を受けられる環境づくりを行う。

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、令和3年現在、一般診療所2箇所と歯科医院が1箇所あり、地域医療の核となっている。

国民健康保険事業会計や後期高齢者医療保険事業会計に占める医療費は依然高い状況にあるため、医療費が高額になる前に保健指導が必要であり、一体とした包括的な予防医療の確保が重要な課題となっている。

救急医療体制は、平成4年12月から室戸市消防署東洋出張所が開設されており、高度救急自動車1台が配置されている。

(2) その対策

医療機関の充実を図るため、県や開業医等の協力を得て総合的な医療施設の整備などを各方面に要請する。

眼科、耳鼻科などの専門医への受診機会の増進を図るため、特定診療科目の開業医等の誘致を促進するとともに、関係機関と連携し出張診療等の方策も検討する。

医療に恵まれない地区については、道路整備などを推進するとともに、保健所や医療機関等と連携をとり巡回診療検診等の拡充に努める。

開業医などの協力を得るなど、夜間・休日医療体制の整備を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	○巡回診療(検診)事業 医療の確保が困難な住民に対して健康維持、増進できるように多種の医療職が関わる健康教育や健康相談を充実させ、一次予防に重点を置く。また、巡回診療及び巡回検診等の拡充を図ることで二次予防に繋げ、個々に応じた健康寿命の延伸を目指す。	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価(建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など)に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却(廃止・解体等を含む)も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

9. 教育の振興

基本方針

近年、ICTに代表される技術革新やグローバル化、高度情報化などによる社会状況が急激に進展する中、新たな時代のニーズに対応できる教育のあり方が求められている。次代を担う子どもたちに「生きる」を育み、その成長を保証していくとともに一人一人が尊重され、生きがいの持てる生涯学習社会の実現を目指す。

今後の学校教育等の進むべき方向性を明示した「第3期教育振興基本計画」に基づき、学校・家庭・地域・行政が一体となって学校教育、社会教育及び文化芸術活動の充実に向け積極的に取り組みを推進していく。

(1) 現況と問題点

① 学校教育

平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化などが求められている。

本町では、過疎、高齢化の進行による出生数の減少、地域産業の低迷による若者の流出に歯止めがかからず、児童生徒数が急速に減少している。

このようななか、複式学級を抱える学校も多く、授業を受ける児童たちにとっても授業を担当する教員にとっても負担の大きい状況にあり、配置される教員数は少ないうえ、業務量は増大し学校運営に支障を来している。

現在、東洋町の豊かな自然を生かした環境教育や体験型学習など、地域での学習に取り組んでいるが、教師と児童生徒だけでなく、地域住民や保護者等にも参加を促し、地域で共に学べる場の創設に取り組んでいく必要がある。

また、地域で育ち世界に羽ばたく子どもを育成するため、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、異文化との相互交流、相互理解を深め、共生することが求められている。語学力をはじめとするコミュニケーション能力を身につけるとともに、異なる文化を理解・尊重する精神の涵養が求められている。また、他市町村など大規模校とのICT技術を活用した遠隔教育を行うことによって集団の中での多様な考え方や見方に触れることにより、他者に対しての自分の考え方を伝えたりするコミュニケーション能力や社会性を養う必要がある。

児童・生徒数の推移（学校基本調査）

区分	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和3年度
小学校	193	160	120	83	65	41
中学校	112	87	77	45	23	35
計	305	247	197	128	88	76

② 社会教育及び人権教育

地域には、一次産業以外の就労の場が皆無に等しく、地域経済の縮小や担い手不足により農林漁業が衰退及び若者の県外流出により、少子化や高齢化が急激に進み、核家族化や地域との関わりが希薄化している。

このような状況のなかで、子育てに悩みをもっている親への支援、放課後の子どもの居場所づくり、人権教育の推進、地域リーダーの養成、生涯教育を推進し、それぞれの世代における「生きがいくくり」を実現するための取り組みが必要である。

社会教育施設の現状

社会教育施設についても、建築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。各施設とも災害時の避難場所に指定されていることから、大規模な改修を計画して施設の健全化への取り組みが必要となっている。

区分	建築年月	経過年数	耐震
甲浦地区公民館	S48.3	48年	R3.2実施済
野根地区公民館	S52.3	44年	未診断
B&G海洋センター	S56.8	39年	未診断

(2) その対策

① 学校教育

これからの激変する社会の変化に対応できる力を備えた、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、いわゆる「生きる力」を育むことを重点として、「見える学力」と道徳心や基本的な生活習慣の確立など「見えない学力」の双方に焦点をあて、学校教育を中心に据え、学校運営協議会による学校と家庭と地域が連携、協働することにより、東洋町の子ども一人一人が自己実現できるよう、地域が一体となった学校づくりを進めていきます。

■子どもの基礎学力の定着と向上

個々に学んだり、学び直したりするためには、細かい指導により、基礎・基本となる力を確実に定着・向上させていく必要がある。

このため、子どもたちの発達段階に応じて習得すべき基礎・基本を確実に定着向上させ、自ら考え、表現できる力を育むとともに、社会の変化に柔軟に対応できる子どもたちを育成していく。

■豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

「家族における親と子の関係、人と人との間近に触れあう温かい関係の中にこそ人間の感性や良心を培う原点がある」と言う認識に立ち、道徳の時間、人権学習、体験活動など全教育活動をとおして感性を拓き、豊かな心を育てていく。健やかな体を育むためには運動やスポーツが好きになり運動習慣を合わせた基本的な生活習慣を身につける必要があり、体育・保健体育の充実や学校・家庭・地域が一体となった運動環境づくりを進める。

■就学前教育と小学校・中学校の連携

子どもの健やかな成長を図るために、就学前教育と小学校・中学校が互いに協力、連絡しあいながら、一人一人の子どもの発達段階に応じた教育を行う。特に外国語活動や特別支援教育については就学前教育の段階から協力して計画的に進めていく。

■学校・家庭・地域との連携・協働

地域全体で教育に取り組む気運を醸成するとともに、学校が中心となり、家庭・地域と連携協働して育てる環境づくりを進める。

■チーム学校による学校力・教職員力の向上

各小中学校の主体的な取り組みによる特色ある学校づくりを支援するとともに、教職員の資質と指導力の向上を図り授業改善に生かしながら、質の高い学校教育を進める。

■安全で安心な学校づくりの推進

様々な自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守るための防災・防犯の安全教育と安全管理に努める。

過去の南海地震は100年から150年周期で発生し、昭和の南海地震からすでに75年近く経ち、その切迫度は高まってきており、次の南海トラフ地震は東海・東南海地震と連動して起こることで地震や津波も大きくなり、千年に一度の巨大地震となる可能性も指摘されている。東日本大震災を受

けて南海トラフ地震等の対策を今一度検証し新たな対策を取り入れながら、抜本的な強化に全力で取り組む。また老朽化が進行している学校施設等について、安心・安全で快適な教育環境及び効率的な維持管理を目指し、年次的かつ計画的な施設整備を推進する。

■デジタル社会に向けた教育の推進

現代の情報社会において必須となっている情報教育について、都市部との教育環境の格差が生じることがないように、ICT 機器の効果的な活用を目指し、計画的に導入・更新等により環境整備を図る。

② 社会教育及び人権教育

社会の急速な変化や個人の生き方の多様化により、これからは一人一人が自身の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境の整備が必要である。また、個人の学びの効果がさまざまな場面で発揮することにより、地域や社会に好影響をもたらすことができる。こうした方向に沿うように、「生涯学び続ける環境づくり」を推進していく。

■社会教育推進事業

過疎高齢化が進行する中で、社会教育を充実させ、文化や伝統芸能の継承、各種趣味の教室など地域住民が心豊かで、はつらつとした人生を過ごせるような郷土づくりを目指す。

■読書のまちづくり推進事業

県立図書館と町立図書館の連携及び町立図書館と学校図書館の連携を図るためパソコンなどを整備し、インターネットによる図書の検索や貸し出しなど図書館事業を充実させ、地域社会の読書習慣を推進し読書文化の定着を図る。また、地域ぐるみで子供の安全な居場所・環境づくりを実施し、子どもへの読み聞かせ等を通じて、幼少年期における読書習慣を定着させる。

■人権教育

人権教育については、人権侵害の実態に対する認識を深め、あらゆる機会を通じて、人権教育を推進する。学校教育においては、児童・生徒の発達段階に即して系統的に指導することを重視し、社会教育においては地域における意識実態の把握等に努め、さらに指導体制の強化を図り地域ぐる

みの人権教育の充実を図る。

■社会教育施設

高齢化社会の対応策の一環として、今後は集会所等を活用する機会が増えるため、本町の集会所のバリアフリー化等をすすめ高齢者に優しい町づくりを推進する。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	校舎	甲浦中学校 校舎大規模改修工事	東洋町	
			野根中学校 校舎大規模改修工事	東洋町	
			甲浦小学校 校舎大規模改修工事	東洋町	
			野根小学校 校舎大規模改修工事	東洋町	
			冷房設備設置工事	東洋町	
		屋内運動場	野根中学校屋内運動場 大規模改修工事	東洋町	
			甲浦小学校屋内運動場 大規模改修工事	東洋町	
			野根小学校屋内運動場 大規模改修工事	東洋町	
		屋外運動場	野根小学校 ブロック塀改修事業	東洋町	
			屋外運動場改良工事	東洋町	
	教職員住宅	教員住宅等改修工事	東洋町		
	その他	甲浦小学校プール 大規模改修工事	東洋町		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	野根小学校プール 大規模改修工事	東洋町	
		甲浦中学校グラウンド整備	東洋町	
		その他 学校図書整備	東洋町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	甲浦地区公民館 耐震化工事 大規模改修工事	東洋町	
		野根地区公民館 耐震化工事 大規模改修工事	東洋町	
	集会施設	ふれあい館なごみ 体育館耐震化工事 大規模改修工事	東洋町	
		海洋センター 体育館耐震化工事 大規模改修工事 グラウンド排水改修	東洋町	
		集会所増改築工事	東洋町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 その他	○ふれあい館なごみ 取り壊し工事（校舎分） 本施設は、地域の活性化 と町民の健康増進及び教 養の向上を図り、社会福祉 を向上させることを目的 に利用を進めてきたが、施 設の老朽化に伴い維持管 理や有効活用が図られて いない状況である。今後は 公共施設等総合管理計画 との整合性を図りながら、 取り壊し後の利活用を含 め検討していく。	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	<p>○放課後子ども教室事業 本町は、核家族化と母子家庭・父子家庭が増加傾向にあり、保護者が勤務中で留守などの時間帯は、子どもたちが安心して勉強や交流ができる場が必要となる。 学校の空き教室で放課後子ども教室事業を実施する。 本事業は町内在住の教員OBや保育士のOB、ボランティアなどを中心に組織し、次世代を担う子どもたちに、地域の特性を生かした健やかで豊かな放課後の居場所を保証し、地域ぐるみで子育てすることで、地域住民や高齢者に生き甲斐や活躍の場を与えること、少額ではあるが収入を得ることで、地域の活性化につながる。</p>	東洋町	
		<p>○ALT事業 外国語活動を充実させるため、ALT1名を管内小・中学校等へ派遣することにより、児童生徒の英語によるコミュニケーションの機会を増やし、外国の文化に親しみを感ぜられるよう取り組む。 また、小学校1年生から英語学習に取り組めるように、就学前から保・小が連携して英語に慣れ親しむことによって、外国語教育の充実を目指す。</p>	東洋町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	<p>○読書の町づくり推進事業 過疎・高齢化が進行し、自動車が運転できない高齢者が増加しており、山間部の住民や高齢者は図書館の利用が困難となり読書の機会が激減している。</p> <p>このため、県立図書館と町立図書館の連携、町立図書館と学校図書室を連携させ、インターネットによる図書の検索や貸し出しの利便性の向上を図る。</p> <p>また、山間部の集会所にパソコンを整備し、誰もが図書の検索と貸し出しを受けられるシステムを構築する。これにより、町内の読書習慣を推進し読書文化の定着を図る。</p>	東洋町	
		<p>○情報機器整備事業 現代の情報社会において必須となっている情報教育について、都市部との教育環境の格差が生じないように、「情報機器整備事業」を実施することにより、計画的な情報機器の更新を行うことにより、パソコンの授業を充実し、実践的なパソコン操作を習得させることにより、情報教育の向上を図る。</p>	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

10. 集落の整備

基本方針

地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる、住民主体の「持続可能な仕組み」を構築するとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活環境基盤の整備を一体的に推進する。

(1) 現況と問題点

本町には、大きく2つの地区に分けると甲浦地区と野根地区がある。甲浦地区は、奥地が狭いため、河内川、小池川を中心に6の小集落が一带となった核集落で成り立っている。一方、野根地区は奥地が広く野根川沿いに14の小集落から成り立っており、6集落はある程度核集落となっているものの、その他の8集落については、点在集落となっている。

これまで超過疎地域である奥三地区（大斗・川口・真砂瀬）の生活道である県道船津野根線の延長改良整備を県の関係機関へ強く要請してきたが、近年は急激な人口の減少と、集落内人口の高齢化がすべての集落で顕著であり、中には後継者不足から集落機能の維持能力が失われつつある集落もある。

(2) その対策

住民が集落に安心して定着できる居住環境の整備、経営基盤の確立、強化等、総合的な生活基盤の整備を促進し、集落機能の維持、回復に努める。

そのため、集落活動センターと連携し、集落支援員等による集落の更なる状況把握や、地域おこし協力隊を活用した取組みなど、集落を支える仕組みづくりを推進し、地域への定住率を高め、地域づくりの担い手確保を支援する。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	○集落活動センター支援事業 東洋町総合戦略の目標を達成するため、地域の賑わいと稼ぐ拠点、若者の希望をかなえ住民の暮らしを支える拠点として集落活動センターを支援、活用する。	東洋町	
		○地域おこし協力隊活動支援事業 地域おこし協力隊による地域おこしや地域協力活動を支援し、地域への定住・定着を図る。	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価(建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など)に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却(廃止・解体等を含む)も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

11. 地域文化の振興等

基本方針

健康の保持・増進と体力向上を図るため、生活に根ざしたスポーツの推進に必要な施設及び設備の整備を行うとともに芸術・文化活動を振興し、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境づくりを目指す。

(1) 現況と問題点

芸術・文化活動は、町民の文化的欲求を満たすだけでなく、コミュニティ活動を誘発させ、潤いとふれあいのある地域社会を創造する上できわめて重要である。

本町には、県指定の文化財をはじめ多くの町指定文化財があり、先人たちが残したかけがえのない文化財を永く後世に継承するとともに、これらを活用して地域文化の創造に役立てる必要がある。また、古くから農林水産業が盛んな町であった関係で、農具や漁具など多くの文化財や写真が残っている。これらを後世に伝承していくためには、気候にあった保管施設及び展示施設が必要である。また、生活文化の違った現在において、高齢者らによる“昔からの知恵”を伝承する場も必要である。

本町では、これまでも地域における芸術・文化活動を推進してきたが、今後は町民と行政が一体となって、芸術・文化活動を推進し、芸術に親しむ機会の拡充等、諸条件の整備が必要である。

(2) その対策

文化財保存活用地域計画の策定などにより、本町の文化財、行事、祭等を総合的・一体的に保存・活用することにより地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげていく。

また、文化財等の調査・研究を促進し、郷土の自然と民俗・歴史等を保存するための複合的な施設の建設を推進し、郷土を知る学習の場として活用を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化施設	図書館・資料館新築工事	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価(建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など)に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却(廃止・解体等を含む)も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

基本方針

過疎地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源を生かし、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現を目指す。

(1) 現況と問題点

本町においては、山間地域、海、川、平野部と自然エネルギーの導入についての豊かな資源をもっているが、太陽光発電以外の事業は行われていない。

他の資源をいかした事業の導入についても取り組む必要があるが、自然に恵まれているが故に、それを守ることも重要である。風力発電については、近隣市町村で環境問題を理由に反対運動が起こるなど、住民理解を得ることは容易ではなく、いかに共存の道をさぐるかが課題である。

(2) その対策

平成 22 年度より住民向け住宅用太陽光発電設置費の補助事業をおこなっている。電気自動車の充電設備も高知県立海岸緑地公園に完備。営利目的ではなく、自然エネルギーの導入を模索できるのは、公的機関である自治体の役割であり、今後、何ができるか協議を進めていきたい。

(3) 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	○東洋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 東洋町に住所を有する者で、自らが居住又は居住しようとする町内の住宅の屋根等へ太陽光発電システムを設置した場合に補助金を交付する。	東洋町	
		○東洋町住宅用太陽熱温水器設置費補助金 東洋町に住所を有する者で、自らが居住又は居住しようとする町内の住宅の屋根等へ温水器を設置した場合に補助金を交付する。	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 国土調査事業

狭い国土に過密な人口を有する我が国において、国土利用の高度化はますます進むと思われるが、計画的な土地利用によりこれからの国土の開発・保全を図るためには、土地に関する実体を科学的、総合的に調査した情報が不可欠である。

しかしながら、存在する我が国の土地に関する資料はきわめて貧弱で、現在、登記所に備え付けられている地図（構図・切り図）や登記簿等は、地租改正に伴い明治初期に調査作成されたものを基礎としており、特に地図は、当時の未熟な測量技術で作成されているため、位置、形状、面積などほとんど現地と合わず、地図としての役割を果たしていないものが数多くあるのが現状である。

東洋町においても同様であり、登記のできない地域もあり、また、高齢化が進む中、不在地主も多くなっている。

このため、近代的な測量技術により、全町土にわたり科学的に実態調査を実施して、土地に関する基礎情報としての、地籍簿及び地籍図を整備することは、町土の開発・保全のため緊急に促進すべきである。

② 海岸高潮事業

野根海岸は台風時の砂の移動が激しく、高波が打ち寄せると防潮堤を越えるため台風のつど、消防団などが緊急体制を取り背後地にある国道 55 号沿いの民家前などに土のうを積んで災害に備え、住民は自主的に避難を行うなど、自然の猛威の前にはなすすべがない状況である。

また、越波により国道 55 号が通行止めになる場合もあり、住民生活にも多大な影響を及ぼしている。

(2) その対策

① 国土調査事業

地籍調査事業を、平成 12 年度から実施しているが、事業の長期化が予想される。

公共事業の円滑化、住民間や官民間の土地に係るトラブルの防止、不公平課税の是正、災害等の復旧、行政の効率化・高度化等のためにも、住民の理解と協力のもと早期完了に向けて取り組んでいかなければならない。

② 海岸高潮事業

高波による民家への直接的被害、国道 55 号の通行止めによる住民生活への影響が多いため、こうした被害から背後地住民の生命や財産を守るために、安全安心のまちづくりを進め、現計画の早期完成及び離岸堤の追加施工が必要である。

(3) 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	国土調査	地籍調査事業	東洋町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用する。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施する。

公共建築物の配置については、人口減少下においても公共サービスを効率的に提供するために、可能な限り施設の複合化や集約化による公共サービス機能の集積とネットワーク化を図る。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	○移住・定住促進事業 高知県の移住支援関連補助金等を活用し、地域外からの移住促進を図る。	東洋町	
		○特定地域づくり協同組合事業 安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の人材を呼び込むとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進する	東洋町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	○有害鳥獣防止柵設置事業 過疎化による山林荒廃、耕作放棄地の増加によりイノシシ、猿、シカ等の有害鳥獣による農林産物への被害が大きな問題となっている。この被害を抑え、安定した生産ができるよう捕獲奨励補助及び被害防止策に要する経費に対し補助等をおこなう。このことにより、安心して農産物の生産ができるとともに、耕作放棄地の減少が期待され、基幹産業である農業の振興と生活環境の改善が図られる。	東洋町	
		○安芸広域観光連携事業 急激な人口の減少に伴って、少子高齢化や後継者不足、産業の衰退といった悪循環は、徐々に地域の活力を失わせており、高知県東部地域にとっても大きな課題となっている。これらの課題を解決するために、平成27年度に東部地域9町村の官民が一丸となって連携した観光キャンペーン「高知家・まるごと東部博」(以下「東部博」)を開催し、イベントや体験プログラムの造成・磨き上げ、拠点施設の整備、広域的なプロモーションやキャンペーンなどを行い、エリアでの入込客数265万人(暫定値)を達成した。東部博を契機とする高知県東部地域の広域環境への取り組みを次年度以降へ繋げるため、観光地域づくりを担う広域観光組織(DMO)を立ち上げるとともに、マーケティング調査に基づく地域の戦略づくりや情報発信、受入体制の整備、観光商品の造成等による誘客を進めることを目的とするものである。	東洋町	
		○種子島周辺漁業対策事業 高知県漁業協同組合甲浦支所に所属するまぐろはえ縄漁業者は、種子島周辺海域まで出漁し操業を行っていたが、ロケット打ち上げの影響によって、漁場の縮小や漁場への迂回が余儀なくされている。 また、近年は日本近海におけるまぐろの回遊量の減少や燃料価格、資材費の高騰等によりその経営は厳しい状況が続いている。このような状況の中、本事業で操業に用いる機器・設備類を整備し、操業の効率化や操業コストの削減を図ることにより、ロケット打ち上げの影響を緩和することを目的とする。	東洋町	

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(9)過疎地域持続的発展特別事業	○住民の日常生活を支える交通手段の確保事業 ・阿佐海岸鉄道(株)への経営支援 徳島県海部郡美波町から高知県安芸郡東洋町にかけての地域では、地域住民の利用する公共交通機関として、JR牟岐線、阿佐東線のほか町営や民間事業者による路線バスが運行されている。しかしながら、地域の過疎化等により年々利用者は減少し、鉄道、路線バスとも行政による財政支援がなければ成り立たない経営状態となってきた。こうした状況のなか、四国東南部地域の交通体系の核となる鉄道の長期安定経営を確保するためにも、世界初のDMVの運行が予定されている。今後も行政が阿佐東線の経営面での財政支援が必要となる。	東洋町	
		・地域バス路線運行費補助金 過疎地域・中山間地域でのバス事業は、自家用車の普及や過疎の進行により大変厳しい経営状況にある。しかしながら、バスは地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であり、バス路線の維持・確保は過疎地域における重要な課題である。 今後、バス路線の維持に向けて費用削減や増収努力等の一層の合理化を進める必要であることから、バス路線運営の合理化を促進するためのインセンティブとして、民間バス事業者へ地域バス路線運行費の補助を行い、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る。	東洋町	
		・生活支援交通路線運行補助 過疎地域において維持確保が困難な高齢者の病院及び生活用品の購入の際等に利用する交通手段の維持及び活性化を行うために、委託業者に任せて安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	委託業者	
		○橋梁長寿命化修繕計画策定事業 本町が管理する道路橋は88橋あり、2m以上15m未満の橋梁が78橋、15m以上が10橋ある。平成26年に1橋、27年度に49橋、28年度に38橋、合計88橋の近接目視による定期点検を終えている。平成23年度に遠望目視点検での橋梁長寿命化修繕計画を策定しているが、新たに近接目視点検での橋梁長寿命化修繕計画を策定するものである。	東洋町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	○木造住宅耐震改修助成事業 将来起こるであろう南海地震対策として町内の木造住宅倒壊を防ぐために、住民に対して耐震診断、耐震改修設計、改修工事にかかる経費を助成する事業。また、ブロック塀に対しても避難の妨げになるようなものには改修、撤去の費用を助成する事業。	東洋町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	○福祉サービス総合事業 誰もが住みなれた地域で支え合い、いきいきと生活できる町づくりを目指して、高齢者ができるだけ在宅で生活できるように高齢者サービスを充実させる。	東洋町	
		○高齢者集合住宅管理人事業 高齢化がますます加速する中、独居老人等が単独で生活するのに不安を感じている。このことに対するため、共同生活を送られることのできる施設を整備し、管理運営することで高齢者が安心して暮らせる町づくりに努める。	東洋町	
		○在宅介護事業 在宅介護の支援策として手当を支給することにより在宅福祉の増進を図る。	東洋町	
		○あったかふれあいセンター事業 町内に住む高齢者を中心に誰もが気軽に集える拠点(サロン)を確保し、地域ニーズの把握や課題に対応したサービスを実施する。必要に応じてサテライトでの集いを実施し、住民の交流、居場所を確保する。その他に、配食サービスによる高齢者の見守り、センター利用者で希望される方には、買い物支援や医療機関、金融機関への送迎を行う。また、高齢者の自宅訪問による見守り、相談対応など、様々な生活課題に対応し、高齢者等の福祉サービス充実を図る。	東洋町	
		○社会福祉協議会補助金 町民の社会福祉を包括的に推進する社会福祉協議会に対して更なる福祉の向上や、生活困窮者への支援に寄与してもらうために補助金を支出する。	東洋町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	○巡回診療（検診）事業 医療の確保が困難な住民に対して健康維持、増進できるように多種の医療職が関わる健康教育や健康相談を充実させ、一次予防に重点を置く。また、巡回診療及び巡回検診等の拡充を図ることで二次予防に繋げ、個々に応じた健康寿命の延伸を目指す。	東洋町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	○ふれあい館なごみ 取り壊し工事（校舎分） 本施設は、地域の活性化と町民の健康増進及び教養の向上を図り、社会福祉を向上させることを目的に利用を進めてきたが、施設の老朽化に伴い維持管理や有効活用が図られていない状況である。今後は公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、取り壊し後の利活用を含め検討していく。 本町は、核家族化と母子家庭・父子家庭が増加傾向にあり、保護者が勤務中で留守などの時間帯は、子どもたちが安心して勉強や交流ができる場が必要となる。 学校の空き教室で放課後子ども教室事業を実施する。 本事業は町内在住のことで、地域住民や高齢者に生き甲斐や活躍の場を与えること、少額ではあるが収入を得ることで、地域の活性化につながる。	東洋町	
			東洋町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	○放課後子ども教室事業 本町は、核家族化と母子家庭・父子家庭が増加傾向にあり、保護者が勤務中で留守などの時間帯は、子どもたちが安心して勉強や交流ができる場が必要となる。 学校の空き教室で放課後子ども教室事業を実施する。本事業は町内在住の教員OBや保育士のOB、ボランティアなどを中心に組織し、次世代を担う子どもたちに、地域の特性を生かした健やかで豊かな放課後の居場所を保証し、地域ぐるみで子育てすることで、地域住民や高齢者に生き甲斐や活躍の場を与えること、少額ではあるが収入を得ること、地域の活性化につながる。	東洋町	
		○ALT事業 外国語活動を充実させるため、ALT1名を管内小・中学校等へ派遣することにより、児童生徒の英語によるコミュニケーションの機会を増やし、外国の文化に親しみを感じられるよう取り組む。また、小学校1年生から英語学習に取り組めるように、就学前から保・小が連携して英語に慣れ親しむことにより、外国語教育の充実を目指す。	東洋町	
		○読書の町づくり推進事業 過疎・高齢化が進行し、自動車が運転できない高齢者が増加しており、山間部の住民や高齢者は図書館の利用が困難となり読書の機会が激減している。 このため、県立図書館と町立図書館の連携、町立図書館と学校図書室を連携させ、インターネットによる図書の検索や貸し出しの利便性を向上させる。	東洋町	
		○情報機器整備事業 現代の情報社会において必須となっている情報教育について、都市部との教育環境の格差が生じないように、計画的な情報機器の更新を行うことによりパソコンの授業を充実し、実践的なパソコン操作を習得させることにより、情報教育の向上を図る。	東洋町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	○集落活動センター支援事業 東洋町総合戦略の目標を達成するため、地域の賑わいと稼ぐ拠点、若者の希望をかなえ住民の暮らしを支える拠点として集落活動センターを支援、活用する。	東洋町	
		○地域おこし協力隊活動支援事業 地域おこし協力隊による地域おこしや地域協力活動を支援し、地域への定住・定着を図る。	東洋町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	○東洋町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 東洋町に住所を有する者で、自らが居住又は居住しようとする町内の住宅の屋根等へ太陽光発電システムを設置した場合に補助金を交付する。	東洋町	
		○東洋町住宅用太陽熱温水器設置費補助金 東洋町に住所を有する者で、自らが居住又は居住しようとする町内の住宅の屋根等へ温水器を設置した場合に補助金を交付する。	東洋町	